

都市の緑を保全する施策への支援制度の拡充

関東部会提出

多摩地域には、市街地に武蔵野の面影を残す雑木林や屋敷林、多摩川をはじめ河川の崖沿いに連なる斜面林など、長きにわたり親しまれてきた身近な緑が多く残されており、これらは人々に安らぎを与えるとともに、地球温暖化対策となる二酸化炭素吸収源となっている。

一方、近年では都市化による土地利用の変化に伴い、身近な緑地が年々減少している現状があり、先人から受け継がれた貴重な緑をしっかりと後世に引き継ぐことが求められる。

このような中、各団体では民有地のまま公民協働による都市の緑地を保全する「特別緑地保全地区」制度などに鋭意取り組んでいるが、両者ともに金銭的な負担が都市の緑を維持保全する上での課題となっている。このことから緑地保全に係る支援制度の拡充に加え、民間の緑地所有者への新たな税制措置の創設を含め以下の事項を要望する。

- 1 保全を目的とした緑地の公有地化への財政的支援制度の拡充を図ること。
- 2 公有緑地の維持管理経費など都市緑地の環境整備費用への補助制度を創設すること。
- 3 私有緑地の所有者に対する相続税の納税猶予など、税負担の軽減制度を創設すること。
- 4 森林環境譲与税は、森林を有しない自治体の緑地保全のための維持管理や地球温暖化対策等、多様な環境施策にも寄与する仕組みとすること。